

Ⅲ 五島市の景観形成方針

Ⅲ-1. 景観計画策定の背景

五島市の景観計画は、下記のような様々な背景から策定するものであり、世界遺産登録に必要な計画だけでなく、五島市全体の将来に必要な計画の検討を行うこととします。

1. 上位計画における景観形成推進の方針

(1) 五島市総合計画（平成 18 年 3 月）

五島市総合計画には、景観まちづくりに関連する方針として、下記の項目があげられています。

- ・個性ある地域を活かした環境にやさしい豊かな生活空間づくり
- ・地域の特性を活かした自立的な産業の育成（主要施策：農林業の振興、観光の振興、商工業の振興）
- ・市民と行政の連携による新しい市の創造（主要施策：市民参加によるまちづくりの推進、市民ニーズに対応した成果指向型行政の推進）

(2) 旧福江市都市計画マスタープラン（平成 14 年 6 月）

旧福江市都市計画マスタープランには、武家屋敷跡等の歴史的資源を活かしたまちなみづくりなど、都市計画区域内の景観形成の方針が位置づけられています。

(3) 長崎県「美しいまちづくり重点支援地区」条例（地区指定：平成 19 年 10 月）

- ・この条例は、公共施設整備と民間建築物の景観誘導とを併せて行う制度で、本市においては、福江城城壁、五島邸心字が池、武家屋敷通り石垣群などを地域資源とした、「福江城址・武家屋敷通り地区」が指定されています。
- ・城門や石垣の修復、城址周辺を一体的に整備し、五島の玄関口にふさわしい環境づくりを進めることとしています。
- ・武家屋敷通りは、歴史的雰囲気と調和したまちなみづくりを行うため、空き地に庭園・休憩施設等を設置して、まちなみの連続性の確保を図ることとしています。

2. 世界遺産暫定リストへの登録と重要文化的景観への申請

- ・平成 19 年 1 月に「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」が世界遺産の候補になりました。
- ・現在、長崎県は早期の世界遺産登録を目指しており、構成資産としては文化財建造物である教会堂と生業の結果として形成された文化的景観で構成されています。
- ・教会堂が世界遺産に登録されるためには、教会建造物だけでなく、周辺区域の景観保全を図る必要があります、景観法に基づく景観計画が必要となりました。
- ・文化的景観が世界遺産に登録されるためには、文化財保護法に基づく重要文化的景観に選定される必要があります。
- ・国により「重要文化的景観」に選定されるためには、そのものの文化的景観としての価値が証明されることとあわせて、その価値の保存のために必要な措置が、景観法その他の法律に基づく条例により定められていることが条件となります。
- ・景観法に基づく景観計画は、基本的に市町村が策定するものと定められており、五島市は重要文化的景観の選定に必要な景観計画を策定することとなりました。

3. 景観に関する施策の必要性

- ・五島市には、地形が生み出す自然景観、生活と歴史の中にある自然景観、様々な集落景観、農地景観、歴史的な景観、生活を支えてきた石積み、キリシタン関連施設、地域シンボルとなっている樹木（椿等）等、多くの景観資源が存在しています。
- ・海岸やビーチの清掃、除草活動、植樹等、景観形成に寄与する多くの住民活動が行われています。
- ・その一方で、自動販売機、屋外広告物、大型開発（大規模商業施設、風力発電、処理場、工業施設等）、公共事業（道路、港湾、河川等）、電線・電柱、公衆トイレ、案内板等、様々な構造物について景観に対する配慮が求められる状況にあります。
- ・また、人口減少・少子高齢化、観光振興等の社会変化の影響により、耕作放棄地の増加、教会の維持管理の困難さ、廃校の活用、観光客による弊害、海岸漂着物等の景観資源に関する課題が明らかになりました。

Ⅲ-2. 市民意向の把握①

1. 市民アンケート調査の結果

(1) アンケートの概要

- ・調査対象：市内に住む18歳以上の市民1120人
- ・調査方法：平成20年6月実施、郵送配布・郵送回収
- ・回収結果：430人（38.4%）

(2) 五島市の景観について

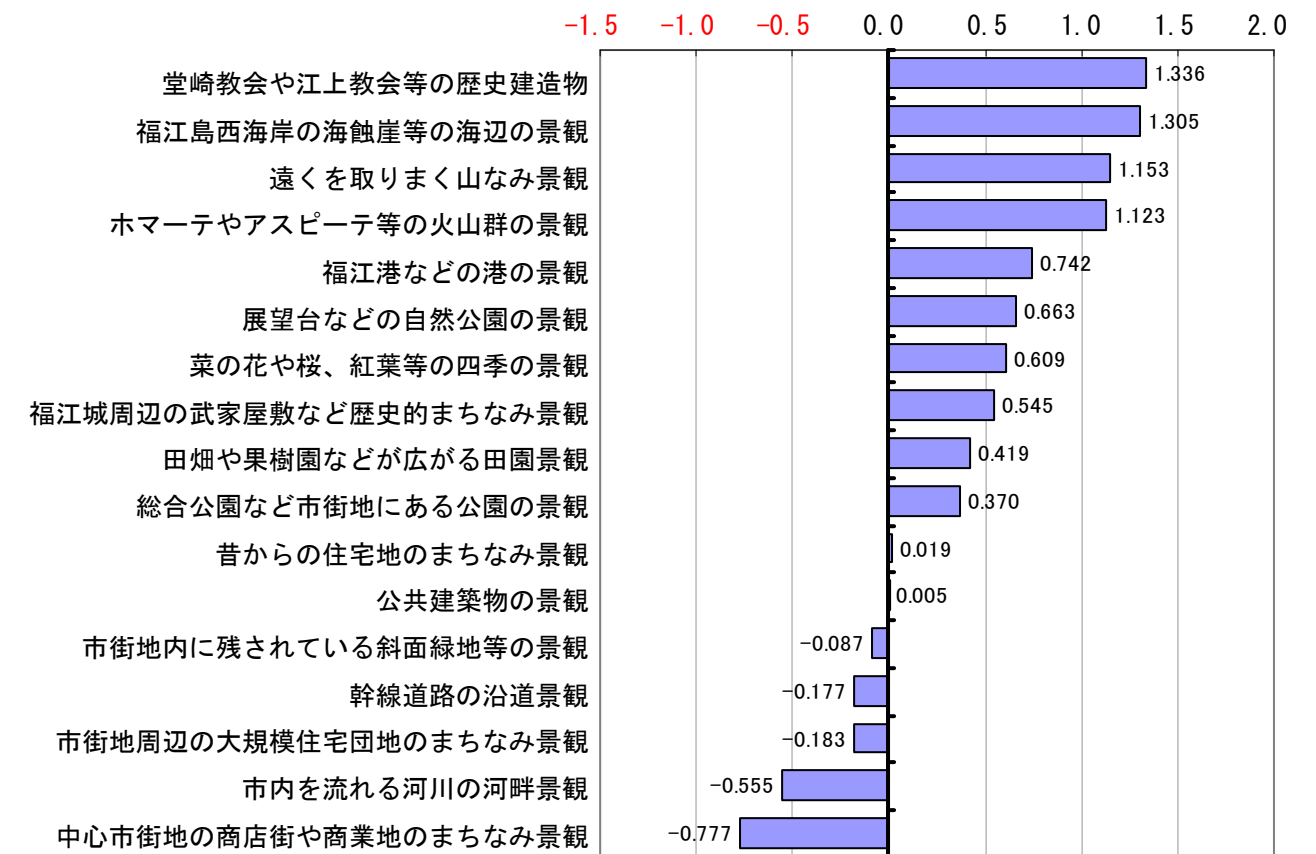
- ・景観に対する関心度は高く、約7割の人が本市の景観に対して良好な印象を抱いています。
- ・景観を守り、つくり、育てるため、景観づくりの意識の高揚や地域特性を活かした取り組み、共有できる景観目標が必要と感じています。
- ・堂崎教会や江上天主堂等の歴史建造物の景観や海岸・山なみ・火山地形等の自然景観について印象が良いと感じ、商店街・商業地のまちなみ景観や河川景観の印象が悪く感じています。（右上図参照）
- ・五島市が目指すべきイメージとして、「海と緑に囲まれた自然都市」を多くの人が望んでいます。
- ・今後の景観整備は、市民に対するPRや市民参加、歴史的や景観上重要な建物の保全と活用、公共施設の緑化などの必要性が高いと感じています。

(3) 居住地域の景観について

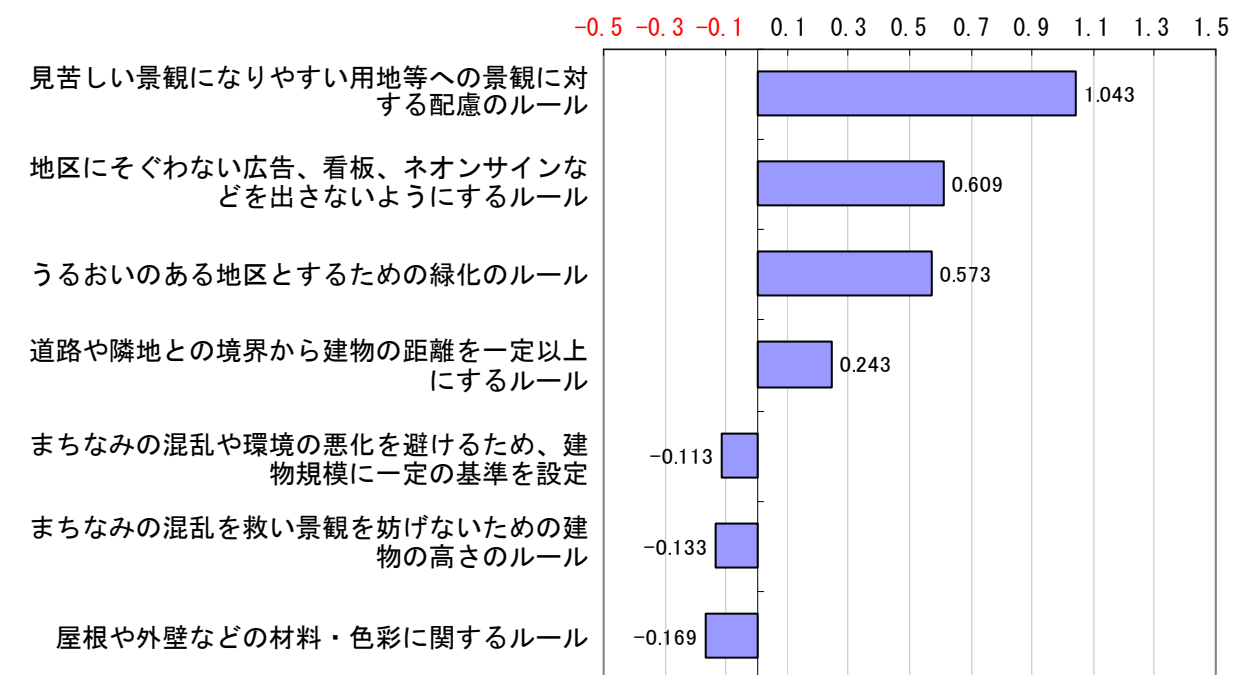
- ・眺望の良さや全体的な景観や環境の点で満足度が高くなっています。
- ・景観や環境の悪化を危惧する声が多い一方で、関心が低い住民も比較的多く見られます。
- ・空地や資材置き場など見苦しい景観になりやすい用地等へは景観ルール適用の必要性が高く、建築物への直接的な規制に対しては必要性が低くなっています。（右下図参照）
- ・海辺の景観やきれいな海岸線、鬼岳のやさしい山並み、海と山が同時に見える、鬼岳から眺める海や山、島、まちなみの景色などが最も五島らしい景観だと感じています。
- ・道路、海岸などへのごみのポイ捨て、荒廃した地主不在の農地、シャッターが下りたままの空き店舗、市街地や市内幹線道路沿道への不法投棄などが地域の中で特に景観を損ねていると感じています。

(4) 景観上重要な建造物、樹木、公共施設、農用地について（自由記入）

- ・建造物：江上天主堂、堂崎教会、水之浦教会、楠原教会、井持浦教会、福江城跡、武家屋敷通り、巖立神社社殿、五社神社など
- ・樹木：檜の浦のアコウの樹、富江小学校の大木、桜並木、椿の木、アジサイロードなど
- ・公共施設：さんさん富江キャンプ村、鬼岳天文台、歴史資料館、奥浦小中学校など
- ・農用地：荒廃化した田畑・休耕地、明星院周辺の田園、山下地区の広い畑、鬼岳周辺の農地、中央公園から大浜の間の農地など



図：観光資源等に対する景観印象評価点



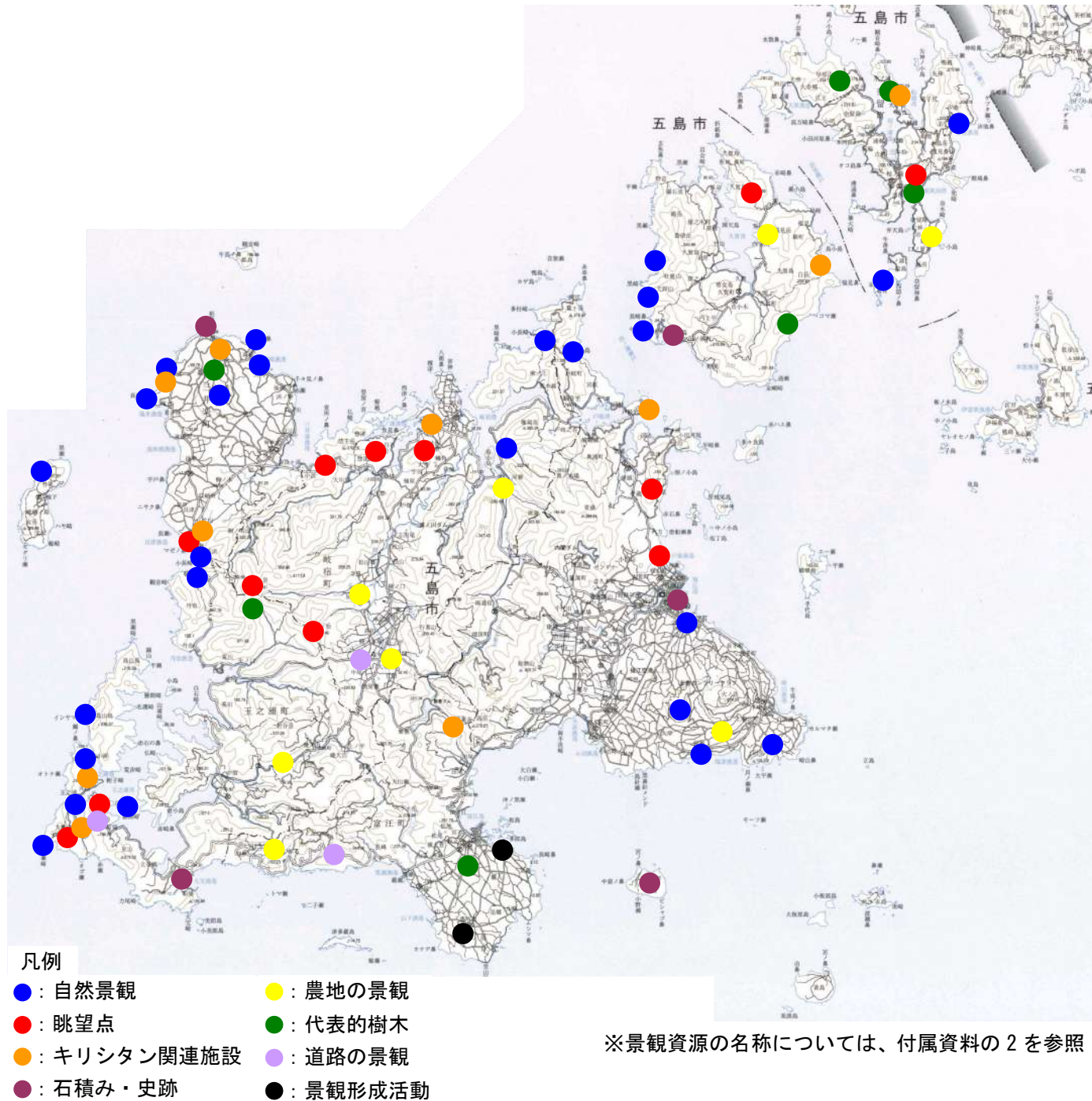
図：景観形成に必要なと思うルール評価点

Ⅲ-2. 市民意向の把握②

2. 策定委員会の成果

第1回及び第2回の策定委員会では、景観資源マップの作成や景観に関する課題等について意見交換をしました。

(1) 五島市の景観



図：景観資源マップ

(2) 景観形成に向けての課題と将来像

1班・まちづくりの将来像：『ほっとす（な）る島』

【景観形成に向けた課題】

- ・耕作放棄地
- ・埋立地の整備と活用（水仙の里、アジサイの植付け）
- ・海岸漂着ゴミの定期的な清掃
- ・風力発電は将来的にシンボルとなるものになればいい、史跡などとはエリアを分けるべき
- ・景観維持の受入をする人々が地域にいない

【まちづくりの将来のポイント】

- ・観光で食べていける人といけない人とがいる事を忘れてはいけない
- ・規制は地域が生活しやすいものにすべきだ
- ・風景はそれを捉える人により捉え方は変わる
- ・景観と人が合わさり魅力が倍増する
- ・なれていないので規制されることへの不安がある

2班・まちづくりの将来像：『やすらぎの島・いやしの島に愛と誇りを！！』

【景観形成に向けた課題】

- ・ふるさと五島を感じるまちづくり
- ・若い人が残って暮らしていける島を
- ・文化財の指定を広げ、各テーマ別誇るべき十選・百選を決める
- ・守るべき文化・自然について総合的学習、公民館活動で伝えていく

【まちづくりの将来のポイント】

- ・青い海と原風景がおりなすあいしゅうの島
- ・人口減少の中でコンパクトな住みやすいまちづくり
- ・自然の遺産、先人の遺産が誇れるまちづくり

3班・まちづくりの将来像：『島が島として守るべきものを守っていく』

【景観形成に向けた方針】

- ①「いやし」と「もてなし」を原点に、五島の特性を生かす
 - ・五島の観光は「いやし」と「もてなし」が原点
 - ・五島の風土・気候に合ったものを残す
 - ・求められているのは「自然のもの（五島の風土）」
 - ・観光客を呼ぼうとして作られたものは感動させられない
 - ・土着した昔の行事は都会の人にも人気がある
- ②島民の所得向上につながる
 - ・五島の特性を生かし島民の所得向上につながる観光産業を目指す
 - ・椿を産業にする
 - ・ひなびた景観が観光資源になる
 - ・リゾートにしなくていい（田舎を田舎として認める）
- ③観光によって迷惑を被る人がいることも考える
 - ・島が島として守るべきもの
 - ・教会の信徒さんたちの気持ちも組んだもの
 - ・教会の信徒さんたちは「迷惑」を被るかもしれない

Ⅲ-3. 景観計画の基本理念と方針

基本理念 「自然とともにある暮らしとその歴史を守り、五島市の美しい景観を後世に引き継いでいく」

五島市の景観は、海と山に囲まれた島々が持つ自然環境の中で連綿と引き継がれてきた「暮らし」とその「歴史」の結果としてできたものです。この景観を後世の子孫に引き継いでいくためには、五島市の人々の暮らしを支えてきた自然環境、生活環境、生業を守っていくことが求められます。少子高齢化、人口減少、社会の成熟化等、わが国全体が大きな時代の転換期を迎えた今日、これまでのように大きな経済発展を目標とするのではなく、五島市民一人一人が、五島の風土を愛し、暮らしていくことができるような環境づくりに寄与することが、結果的に五島の美しい景観を守っていくことと考えます。

【方針1】五島市の自然景観を守る

海岸、海、山、河川、植生等の自然環境が形成する景観を守っていきます。

【方針2】暮らしの結果としての景観を持続させる仕組みをつくる

農地景観、歴史的な景観、集落景観、文化的景観を持続させる仕組みづくりを行います。

【方針3】自然景観や暮らしによって形成された景観に調和した景観整備を推進する

- ・大型開発、建築行為、屋外広告物等の規制、誘導を行います。
- ・公共事業、公衆トイレ、自動販売機、等のデザインコントロールを推進します。

【方針4】市民と来訪者による景観形成活動を促進する

- ・景観形成に寄与する市民活動を評価し、支援します。
- ・景観形成に寄与する市民活動を促進するための仕組みづくりを行います。
- ・来訪者や五島出身者が景観形成活動に参加する機会をつくる仕組みづくりを行います。

【方針5】来訪者の受け入れ体制を構築する

- ・観光客の受け入れ体制を構築していきます。
- ・IJU ターン者の受け入れ体制を構築していきます。
- ・観光が地域住民の暮らしに及ぼす弊害を最小限に抑える仕組みづくりを行います。
- ・観光により地域住民の生活や所得が向上する仕組みづくりを行います。

【方針6】景観・環境に関する市民意識の啓発に向けた情報発信、教育、人材育成を促進する

- ・ホームページや広報等のメディアを活用して景観・環境に関する情報発信を行います。
- ・景観・環境に関するシンポジウムや市民ワークショップ等を積極的に開催します。
- ・学校等における景観・環境に関する教育を促進します。
- ・市民に対して早期に景観向上効果を示すことを目的として、公共事業等において景観に関するリーディングプロジェクトを設定します。

景観計画区域の設定方針

- ・景観計画の策定に際しては、以下の点に留意する必要があります。
 - ①それぞれの地域の実情にあったきめの細かい景観コントロールを行うこと
 - ②重要文化的景観選定のスケジュールに合わせた段階的な計画策定を行うこと
- ・そのため、五島市における景観コントロールの施策は、市全域に対して一律に設定するのではなく、地域の状況や社会的要請にあわせて設定する必要があります。
- ・五島市の景観計画区域は、以下のように3つのレベルに分類して設定することとします。

「五島市全域及び久賀島周辺海域」

五島市全域及び久賀島周辺海域に亘って必要な施策を実施する区域

「文化的景観地区」

五島市の文化的景観調査にあわせて景観計画を策定していく区域
(生業の結果として形成された景観が残っている区域)

「景観重要地区」

国や県の指定文化財周辺や歴史的な景観を顕著に残している区域

- ・それぞれの対象区域は、次ページ以降に説明します。

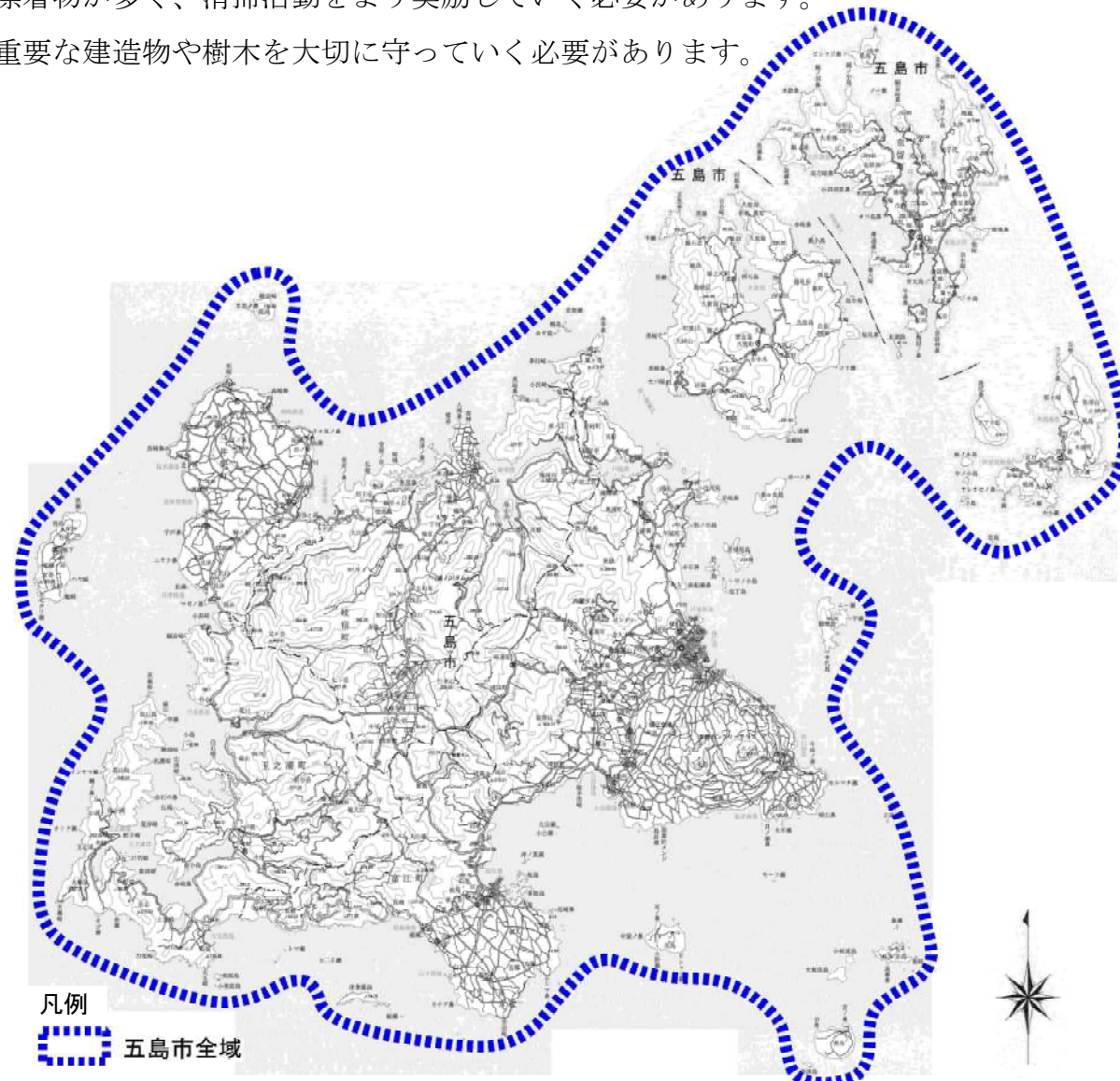
Ⅲ-4. 景観計画区域の設定①

1. 「五島市全域」

自然景観に対して、大きな影響を与える大型開発等についてコントロールするなど、市全域に渡って必要な施策を実施します。

課題の整理

- ・大型開発（大型商業施設、ごみ処理場等の公共的な施設、工場や採石場等の工業用施設、携帯電話の電波塔、風力発電、等）は景観に対する影響が大きいため、立地や規模、緑化、色彩等に関するコントロールが必要です。
- ・公共施設（道路、港湾等）は景観に対する影響が大きいため、基本設計での検討事項（道路線形、道路法面等）や構造物や付属物の色彩等に関して周辺景観と調和するよう配慮が必要です。特にガードレールについては市全域に関する統一的なルールが必要です。
- ・海岸沿いの道路からの眺望を確保するための植栽管理が必要です。
- ・市街地内や幹線道路沿い、大型店舗周辺に派手な屋外広告物が目立ちます。
- ・海岸の漂着物が多く、清掃活動をより奨励していく必要があります。
- ・景観上重要な建造物や樹木を大切に守っていく必要があります。



図：景観計画区域「五島市全域」

【「五島市全域」を対象とした施策（案）】

①大型開発の立地誘導やデザインコントロール

- ・一定規模以上の大型開発（大規模建築物、処理場等の公共施設、工業用施設等）を行う場合には、五島市と内容について協議を行うことが必要となります。
- ・大型開発に対するガイドライン（立地誘導、色彩、緑化等）を策定します。
- ・「文化的景観地区」や「景観重要地区」においては、より詳細なデザインガイドラインを策定し、周辺景観に配慮した開発を誘導していきます。

②公共施設のデザインコントロール

- ・ガードレールの色彩について、市全域に統一的なルールをつくります。
- ・海岸道路では、海への眺望を確保するために電線電柱を山側に設置することとします。
- ・「文化的景観地区」では、公共事業に対する詳細な整備方針（道路線形、色彩、緑化等）を設定し、周辺景観への配慮を促します。また、整備主体と協議する景観協議会を設置し、五島市景観アドバイザーを交えた協議体制を確立します。

③屋外広告物の大きさや色彩、数量のコントロール

- ・幹線道路沿いにおける屋外広告物設置基準（大きさ、色彩、数量、設置位置、種類等）を策定し、道路景観や周辺景観に対する配慮を促します。
- ・「文化的景観地区」や「景観重要地区」では、より詳細なルールを策定し、質の高い景観を形成していくことを目指します。

④海岸景観の保全

- ・海岸道路からの眺望を確保するため、戦略的な植栽管理を官民一体となって推進していきます。
- ・海岸漂着物等の清掃活動を支援していきます。

⑤景観上重要な建造物の選定

地域の景観を代表するような建築物（寺社、教会、学校、住宅等）を選定し、保全を促すような施策を行います。

⑥景観上重要な樹木の選定

景観上重要な建造物と一体的な景観を形成する樹木や地域のシンボルとなる樹木等の景観上重要な樹木を選定し、保全を促すような施策を行います。

⑦市民による景観形成活動の促進

- ・海岸や道路の清掃活動、植樹活動、道路植栽管理等の景観形成活動を行う市民団体に対する表彰制度と助成制度を創設します。
- ・「文化的景観地区」や「景観重要地区」において景観上重要な農地や樹木、建造物の維持管理を行う市民活動を支援する仕組みをつくります。

Ⅲ-4. 景観計画区域の設定②

1-2. 「久賀島・奈留島北西部周辺海域景観計画区域」

久賀島・奈留島北西部（大串・江上地区）の汀線から1kmの範囲並びに両海域を結ぶ海域の公有水面を含む海域

久賀島及び大串江上地区は、地域における人々の生活又は生業及び風土により形成された良好な景観を保有し、特に保全、育成等が必要な地区として「文化的景観地区」に定めています。今回、新たに周辺海域を景観計画区域として定め、久賀島文化的景観地区並びに大串・江上地区文化的景観地区の景観の保全の強化に努めます。

課題の整理

- ・海域における開発行為（埋立、再生可能エネルギー発電等）は、景観に与える影響が大きいため、一定のルールによるコントロールが必要です。
- ・美しい海岸線と海への眺望の保全、さらに海から望む久賀島及び大串・江上地区の景色を護るための官民協働での体制づくりが必要です。

久賀島・奈留島北西部周辺海域景観区域図



凡例

景観計画地域：久賀島・奈留島北西部周辺海域

【「久賀島・奈留島北西部周辺海域景観計画区域」を対象とした施策（案）】

①開発行為・建築物・工作物等の規模・形態意匠のコントロール

- ・一定規模以上の開発行為及び建築物の建築、工作物の建設等を行う場合は、五島市と内容について協議を行うことが必要となります。
- ・建築物や工作物に対する規模やデザインの基準は、久賀島文化的景観地区をモデルとし、建物と自然景観の調和が図られるように誘導します。

②海岸景観及び海上景観の維持管理体制の構築

- ・美しい海岸の保全を図るために、官民一体となった清掃活動を推進します。
- ・海上からの美しい眺めを確保するために、海岸道路整備等の公共工事においても周辺環境との調和と緑化に努めることとします。

Ⅲ-4. 景観計画区域の設定③

2. 「文化的景観地区」

将来的に文化的景観として選定するエリアを「文化的景観地区」とし、生業の結果として形成される景観を維持していくための景観計画を策定します。

課題の整理

- ・人口減少や高齢化等の影響により耕作放棄地が増加しています。
- ・電線電柱が景観資源への眺望や主要な視点場からの眺望を阻害することがあり、位置の変更や整理・統合等の立地コントロール、電線地中化等の対応が必要です。
- ・過疎化の影響により教会の維持管理が困難になりつつあります。
- ・観光客の増加により、住民に対する迷惑行為や犯罪が増えており、緊急の対応が必要です。



※「三井楽地区」、「富江地区」、「福江地区」、「奈留島地区」については、文化的景観の調査予定区域を示しており、「文化的景観地区」として区域は文化的景観調査結果に基づいて随時決定されるものです。

図：景観計画区域「文化的景観地区」

【「文化的景観地区」を対象とした施策（案）】

①農地景観の維持

- ・主要幹線道路沿いの棚田やキリスト教集落の生業を伝える段畑、三井楽の円畑など、景観上重要な農地を選定します。
- ・景観上重要な農地を維持する生産者に対する支援を行うための財源の確保（例：入島税、環境税の創設）を検討します。
- ・体験農業等により景観上重要な農地の維持に、市民や来訪者、五島出身者が参加できる仕組みをつくっていきます。
- ・景観上重要な農地から採れた農作物に対する付加価値づけを促進します。

②来訪者の受け入れ体制の構築

- ・観光客が地域住民に及ぼす弊害を最小限に防ぐため、地区の観光受け入れ体制を構築します。
- ・「文化的景観地区」へのI J Uターン者へ対する支援施策を検討します。
- ・観光振興が地域住民の所得向上につながるようツーリズム観光等の施策を推進します。

③公共的な施設のデザインコントロール

- ・案内標識や看板等に関する基準（大きさ、色彩、数量、設置位置等）をつくり、周辺景観への配慮を促します。
- ・公衆トイレに関するデザインガイドラインを策定し、立地や規模、色彩に関して周辺景観に対する配慮を促します。

④電線電柱の設置位置の誘導

景観重要建造物や景観重要樹木を中心とした景観や自然景観を阻害しないように、電線電柱の位置に関するガイドラインを策定します。

⑤自動販売機の色調コントロール

景観重要建造物や景観重要樹木を中心とした景観や自然景観を阻害しないように、自動販売機の色調に関するガイドライン（背景の色調との調和）を策定します。

Ⅲ-4. 景観計画区域の設定④

2-2. 「久賀島文化的景観地区」

「久賀島文化的景観地区」の対象区域は久賀島全域（蕨小島を含む）とします。



図：久賀島文化的景観地区

久賀島景観まちづくり計画

久賀島町内会長、県市の関係各課に九州大学、鹿児島大学、福岡大学、さらに地元住民の協力を得て、住民説明会及び協議会を行い下記の項目により作成し、平成23年6月より施行。

景観形成方針

久賀島の景観は島民の生業や信仰、暮らしの営みによって成り立っています。この景観を後世の子孫に引き継いでいくためには、久賀島の人々の暮らしを支えてきた自然景観、生活環境、生業を守っていくことが求められます。これまでに島民が自然に守ってきた建築物や工作物に関する暗黙のルールを明文化することにより、島民の生活環境を守り、これからも久賀島での暮らしや信仰の営みが安心して継続されていくことを目指します。

景観形成基準

区分		基準
建築物・工作物	位置	集落においては、地形・樹木を大切にし、既存の建築物との調和および連続性に配慮する。
	高さ	建築物および工作物の高さは10m以下とする。
	色彩	建築物および工作物の壁面、屋根の基調色は、マンセル表色系において、全ての色相について彩度6以下とし、周囲の景観と調和した色彩とする。ただし、自然素材そのものの色の場合はその限りではない。
		使用する色数はできる限り少なくする。
	形態意匠	建築物および工作物の素材は昔より使われてきた素材と同等のものをできる限り用いる。
		建築物および工作物の屋根のデザインは、切妻、寄棟、入母屋等の軒のある勾配屋根を基本とし、できる限り陸屋根は用いない。ただし、母屋と同一敷地内に建設されるものであって、小規模な倉庫、小屋についてはこの限りではない。
緑化	既に樹木がある場合は、できる限りその保全を図る。	
石積み	既に石積みがある場合は、できる限りその保全を図る。	

Ⅲ-4. 景観計画区域の設定⑤

2-3. 「大串・江上地区文化的景観地区」

「大串・江上地区文化的景観地区」の対象区域は大串・江上集落のうち江上天主堂周辺景観重要地区を除く区域（下記図参照）とします。



図：大串・江上地区文化的景観地区

大串・江上地区景観まちづくり計画

地域の代表、県市の関係各課及び有識者で構成される整備活用委員会により策定された保存活用計画策定報告書を基に作成し、さらに地元住民の協力を得て、住民説明会を行い下記の項目により作成し、令和3年1月より施行。

景観形成方針

大串・江上地区の景観は住民の生活や生業によって成り立っています。この景観を後世の子孫に引き継いでいくためには、住民の暮らしを支えてきた自然環境、生活環境、生業を守っていくことが求められます。これまでに住民が自然に守ってきた建築物や工作物に関する暗黙のルールを明文化することにより、住民の生活環境を守り、これからも大串・江上地区での暮らしが安心して継続されていくことを目指します。

景観形成基準

区分		基準
建築物・工作物	位置	集落においては、地形・樹木を大切にし、既存の建築物との調和および連続性に配慮する。
	高さ	建築物および工作物の高さは10m以下とする。
	色彩	建築物および工作物の壁面、屋根の基調色は、マンセル表色系において、全ての色相について彩度6以下とし、周囲の景観と調和した色彩とする。ただし、自然素材そのものの色の場合はその限りではない。
		使用する色数はできる限り少なくする。
	形態意匠	建築物および工作物の素材は昔より使われてきた素材と同等のものをできる限り用いる。 建築物および工作物の屋根のデザインは、切妻、寄棟、入母屋等の軒のある勾配屋根を基本とし、できる限り陸屋根は用いない。 ただし、母屋と同一敷地内に建設されるものであって、小規模な倉庫、小屋についてはこの限りではない。
	緑化	既に樹木がある場合は、できる限りその保全を図る。
石積み	既に石積みがある場合は、できる限りその保全を図る。	

Ⅲ-4. 景観計画区域の設定⑥

3. 「景観重要地区」

国や県の指定文化財周辺や歴史的な景観を顕著に残している区域（「福江城址周辺地区」、「明星院周辺地区」、「江上天主堂周辺地区」、「旧五輪教会堂周辺地区」、「堂崎教会周辺地区」）を「景観重要地区」とし、歴史的な景観が維持されていくための仕組みづくりを行います。なお、今後の文化的景観調査結果に従い地区を追加していく予定です。

課題の整理

- ・ 集落は、落ち着いた佇まいを持った景観が形成されており、地区住民の生活がこれまで通りに守られるような建築物・工作物の規模や形態意匠についてのルールが必要です。
- ・ 過疎化や高齢化の影響により教会の維持管理が困難になりつつあります。

【「景観重要地区」を対象とした施策（案）】

①建築物・工作物等の規模・形態意匠のコントロール

- ・ 現状よりも厳しい規制をするものではなく、これまでの地区住民の暮らしがそのまま続けていけるようなルールとします。
- ・ 建築物や工作物に対する規模やデザインの基準を策定し、これまで地区で守られてきた暗黙のルールが今後も守られていくように誘導します。

②景観重要建造物の維持管理体制の構築

- ・ 景観上重要な建造物を維持する市民に対する支援を行うための財源の確保（例：入島税、環境税の創設）を検討します。
- ・ 景観上重要な建造物の維持管理（清掃、補修等）に、市民や来訪者、五島出身者が参加できる仕組みを作っていきます。



図：景観計画区域「景観重要地区」

Ⅲ-4. 景観計画区域の設定⑦

3-2. 「江上天主堂周辺景観重要地区」

「江上天主堂周辺景観重要地区」の対象区域は、海松鼻を始点とし早房山稜線（小字「小河原及び江神の全部、上方江神も一部」）を基準に、高万崎鼻を終点とする範囲。



図：江上天主堂周辺景観重要地区

江上地区景観まちづくり計画

地元住民、奈留小教区（神父、信徒代表）、地元関係団体、県市の関係各課で住民説明会及び検討会を行い下記の項目により作成し、平成25年1月より施行。

景観形成方針

江上は落ち着いた佇みをもった歴史的な景観を顕著に残す地区の一つです。それは島民の生業や信仰、暮らしの営みによって成り立っています。

江上の人々の暮らしを支えてきた自然環境、生活環境、生業を守り、この景観を後世の子孫に引き継いでいくことが求められます。

さらに、世界遺産登録地における、観光需要による周辺の無秩序な開発に伴う景観悪化などの問題が発生している現状に対応するため、これまでに地域住民が自然に守ってきた建築物や工作物に関する暗黙のルールを明文化することにより、江上地区の生活環境を守り、これからもこの地区での暮らしや信仰の営みが安心して継続されていくことを目指します。

景観形成基準

建築物

区分	基準
位置	歴史的な地形を尊重する。
	集落においては、地形・樹木を大切にし、既存の建築物との調和および連続性に配慮する。
高さ	建築物は2階を基本とし、高さは10m以下とする。
色彩	建築物の壁面および屋根の基調色は、マンセル表色系において、全ての色相について彩度6以下とし、周囲の景観と調和した色彩とする。ただし、自然素材そのものの色の場合はその限りではない。
	使用する色数はできる限り少なくする。
形態意匠	建築物の素材は昔より使われてきた素材と同等のものをできる限り用いる。
	建築物の屋根のデザインは、切妻、寄棟、入母屋等の軒のある勾配屋根を基本とし、できる限り陸屋根は用いない。 ただし、母屋と同一敷地内に建設されるものであって、小規模な倉庫、小屋についてはこの限りではない。
	金属版を使用する場合は、素材色を活かすか無彩色系を採用し、光沢による不快感を与えないように配慮する。 一戸が突出した印象を与えないよう周辺の家並みや自然景観と調和するような形態意匠・色彩とする。
緑化	既に樹木がある場合は、できる限りその保全を図る。
石積み	既に石積みがある場合は、できる限りその保全を図る。

Ⅲ-4. 景観計画区域の設定⑧

工作物

区分	基準
位置	設置位置は、接道部からできる限り後退して設置することを基本とする。ただし、やむをえない場合は、接道部分を重点的に緑化による遮蔽措置を行うこと。
高さ	工作物の高さは10m以下とする。
	送電線塔、電波塔等は極力新たに立地しない。建替えなどの場合は極力高さを抑え、目立たない位置に建設する。
色彩	工作物の壁面および屋根の基調色は、マンセル表色系において、全ての色相について彩度6以下とし、周囲の景観と調和した色彩とする。ただし、自然素材そのものの色の場合はその限りではない。
	使用する色数はできる限り少なくする。
形態意匠	垣根、擁壁や塀などは、集落に点在する石積みと調和を図るため自然石積みや緑化等を基本とし、やむをえない場合でも、既存石積みを超えないこととする。
	工作物の素材は昔より使われてきた素材と同等のものをできる限り用いる。
	工作物の屋根のデザインは、切妻、寄棟、入母屋等の軒のある勾配屋根を基本とし、できる限り陸屋根は用いない。
	道路等の公衆の視点場から見て、圧迫感や違和感を緩和するような形態意匠とする。
緑化	既に樹木がある場合は、できる限りその保全を図る。
石積み	既に石積みがある場合は、できる限りその保全を図る。
自動販売機	野立てでの自動販売機は設置しない。
	色彩は、設置する建物と同色ないし調和する色彩を基本とする。
	複数並べて配置する場合は、色彩は同じものを採用することを基本とする。

開発行為・土石類の採取・その他土地形質の変更

区分	基準
形態意匠	歴史的な地形を尊重し、価値保全の目的以外で不用意に土地の区画の形質の変更等は行わない。
	現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにする。
	法面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の自然環境及び集落景観を崩さないように配慮する。
	擁壁は素材、表面処理の工夫、前面緑化等により、周辺の自然環境及び集落景観との調和に配慮する。
	水辺等の自然資源をできる限り保全し、生態系に配慮して活用するように努める。
緑化	敷地内にある良好な樹木は、できる限りその保全を図る。
石積み	既に石積みがある場合は、できる限りその保全を図る。

屋外物品の堆積

区分	基準
位置	堆積物は、主要な眺望点から見えないよう配置を工夫する。
形態意匠	景観に不調和な露出した物の集積は避ける。ただし、農林漁業の目的のものはその限りではない。
	道路に面する場所では、道路からできる限り離し、高さを低くし、植栽等で遮蔽を行う。

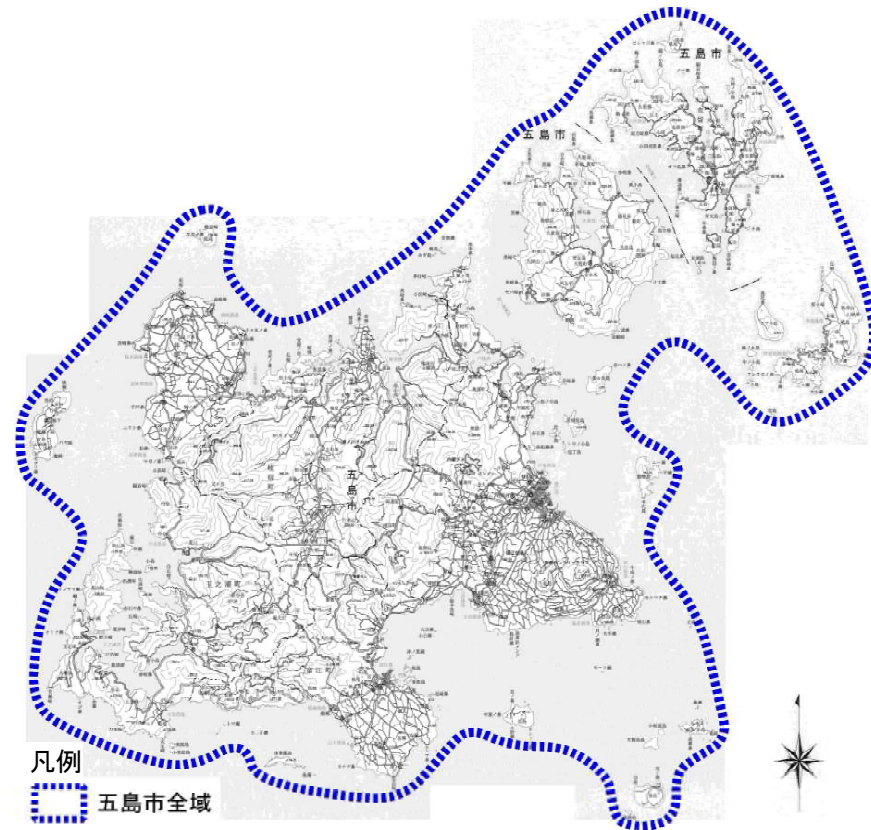
木竹の伐採

区分	基準
形態意匠	歴史的景観に資する木竹はなるべく保全する。
	歴史的価値保全の目的を除いて、木竹の伐採はさける。やむを得ず伐採する場合は、事後の土地利用に応じ、周辺植生と調和するよう緑化することを基本とする。

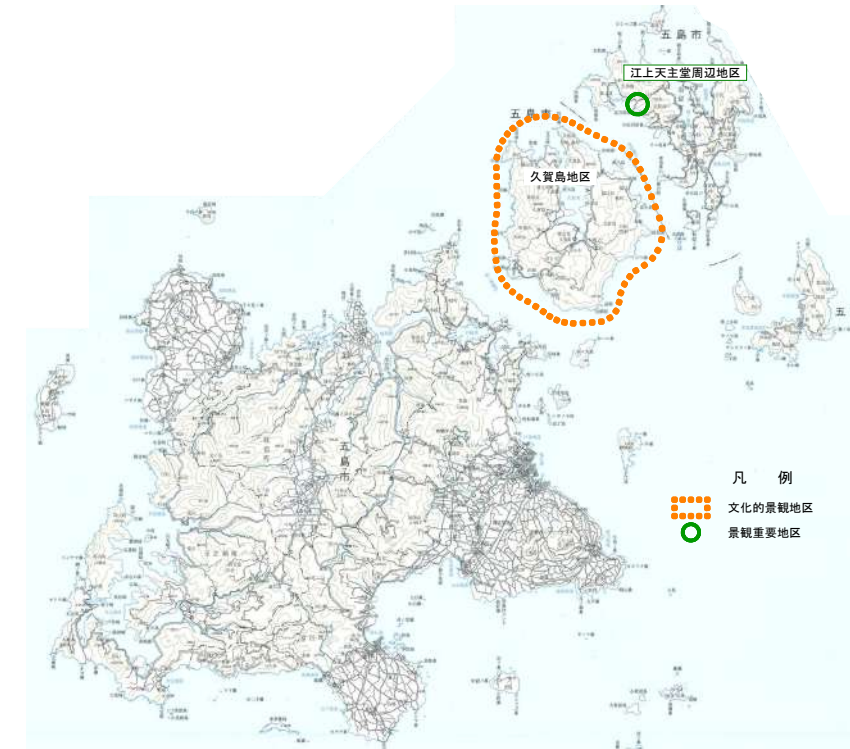
Ⅲ-5. 景観計画の策定スケジュール①

五島市の景観計画は、文化的景観調査や社会的要請に合わせて、下記のように段階的に策定していくものとします。

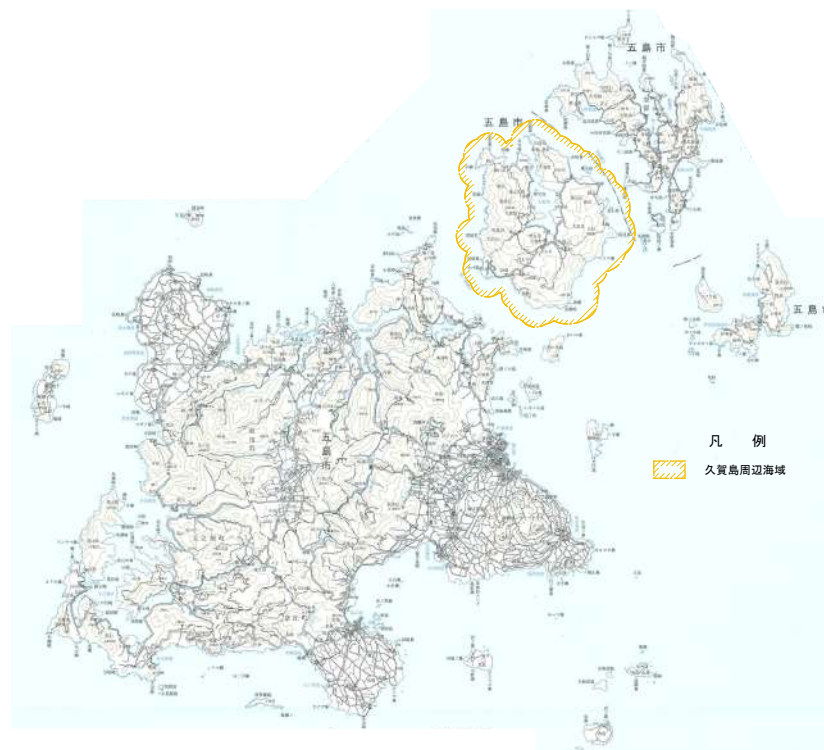
Step1 「五島市全域」を対象とした五島市景観計画を策定



Step2 「久賀島文化的景観地区」及び「江上天主堂周辺景観重要地区」の景観計画を策定



Step3 五島市景観計画に「久賀島周辺海域」を追加



Step4 「大串・江上地区文化的景観地区」の景観計画を策定。また、「久賀島周辺海域」を「久賀島・奈留島北西部周辺海域」へ拡大



Ⅲ-5. 景観計画の策定スケジュール②

Step5～ 文化的景観調査や社会的要請に合わせて随時景観計画を策定（「奥浦・三井楽・富江・福江・奈留島地区」、「堂崎教会周辺・福江城周辺・明星院周辺地区」）

